

建築士法 15 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 15 条第 2 号の規定に基づき、知事が同条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

- 一 次表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和 29 年法律第 164 号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第 753 号の第一第 1 号又は第 2 号に規定する科目	0 年
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第 753 号の第一第 1 号又は第 2 号に規定する科目(同告示第一第 1 号及び第 2 号中「20 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。)	1 年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準(昭和 50 年文部省令第 21 号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成 11 年文部省告示第 58 号)の規定の例によるものとする。

- 二 次表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校	1 年	令和元年国土交通省告示第 753 号の第一第 1 号又は第 2 号に規定する科目	0 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2 年	令和元年国土交通省告示第 753 号の第一第 1 号又は第 2 号に規定する科目(同告示第一第 1 号及び第 2 号中「20 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。)	1 年

	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第一第1号又は第2号に規定する科目（同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年
--	----	---	----

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第一第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第一第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第一第1号又は第2号に規定する科目（同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と読みかえるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第一第1号又は第2号に規定する科目（同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読みかえるものとする。）	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

五 昭和48年告示第126号（以下「旧告示」という。）第1号から第8号に掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者

六 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

#### 附 則

この指定は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。